

Ⅲ. ボランティアセンター 資料

今年度ボランティアセンターへ来室されたみなさま

1998年に横浜キャンパスで産声を上げたボランティアセンターは、日頃より大学・企業・団体・個人の区別なく、通常の活動・業務に関する問い合わせを受けている。大学に限定しても、東日本大震災以後にボランティアセンターを設立もしくは一部署として独立させた大学が増えているが、これを裏付けるかのように、センター設立準備の一環として、あるいはセンター業務の拡大を目指しての訪問・見学の希望が増加している。当センターでは大学のみならず、訪問・見学の希望に対しては、事情が許す限りその都度ニーズに応じた対応を行っている。当センターがこうしたニーズにお役に立てるのはうれしい限りである。なぜなら、こうした交流により、当センターも「気づき」を得ることが多々あるからである。

6月	26日 警視庁警備部災害対策課
7月	3日 筑波大学 8日 タイ国ボランティアセンター使節団、I A V E日本
9月	20日 株式会社エルフハーツ
10月	15日 関東学院大学
11月	19日 成蹊大学 20日 静岡文化芸術大学 20日 沖縄国際大学 21日 韓国市民社会フォーラム
12月	13日 日ASEAN学生会議
1月	24日 東京大学都市デザイン研究室 24日 港区高輪地区総合支所

2013 年度ボランティアセンター行事一覧

4 月	<p>【継続】「Do for Smile@ 東日本」プロジェクト3つの協働プログラム 新入生ボランティア活動アンケート実施 日本赤十字社と明治学院大学の共同宣言 ボランティアセンターオリエンテーション 150 周年企画「ヘボン吉里吉里未来塾」第一回プログラム開催</p>
5 月	<p>国際機関実務体験プログラム説明会開催 「戸塚まつり」への参加</p>
6 月	<p>1 Day for Others 開催（一部プログラムは 5,7 月開催） 夏休みボランティア説明会開催 2013 年度第 1 回ボランティアセンター運営委員会開催 NGO アカデミー開催 陸前高田産ひまわりの種を植える</p>
7 月	<p>ソニーマーケティング学生ボランティアファンド活動報告会開催 NGO アカデミー開催</p>
8 ～ 9 月	<p>「Do for Smile@ 東日本」プロジェクト夏期プログラム実施 国際機関実務体験プログラム実施 日本赤十字社“JOIN”PR活動を本学にて実施 日本赤十字社主催「サマーキャンプ」へ学生派遣 ボランティアファンド学生チャレンジ賞（ボラチャレ）2013 募集開始</p>

10月	ボラチャレ 2012 公開審査会開催 & 奨励団体決定 国際ガールズデー記念講演開催 日本赤十字社「海外たすけあい」企画へ参加 国際機関実務体験プログラム説明会開催
11月	白金祭にて「Do for Smile@ 東日本」プロジェクト活動報告会開催 ボラチャレ 2013 授与式開催 他大学、海外団体からのボランティアセンター訪問見学が相次ぐ
12月	大槌町シンポジウム開催 海外ボランティア説明会 I A V E アジア太平洋地域会議参加
1～3月	2013 年度第2回ボランティアセンター運営委員会開催 国際機関実務体験プログラム実施 「Do for Smile@ 東日本」プロジェクト春期プログラム実施 大槌町協議会開催（大槌町） トルコ親善ボランティアミッション実施（トルコ共和国） ボランティア活動報告会開催

ボランティア活動保険の加入代行（4月・5月・6月・7月・10月・11月・12月・1月）

2013 年度ボランティアセンター運営委員

鵜 殿 博 喜 (学長) 【委員長】
松 原 康 雄 (副学長)
PRONKO, Michael (文学部)
齋 藤 隆 志 (経済学部)
茨 木 尚 子 (社会学部)
添 谷 育 志 (法学部)
平 山 恵 (国際学部)
長谷川 康 男 (心理学部)
GRIMES-MACLELLAN D.M (教養教育センター)
鈴 木 庸 夫 (法科大学院)
司 馬 純 詩 (宗教部長)
小 川 文 昭 (教務部長)
今 尾 真 (学生部長)
秋 山 智一郎 (事務局長)
原 田 勝 広 (センター長)
齋 藤 百合子 (センター長補佐)
市 川 享 子 (コーディネーター)
中 原 美 香 (コーディネーター)

2013 年度ボランティア活動推進委員

原 田 勝 広 (センター長) 【委員長】
中 野 敏 子 (社会学部)
猪 瀬 浩 平 (教養教育センター)
可 部 州 彦 (教養教育センター)
谷 口 浩 一 (有識者)
唐 木 富士子 (学外有識者)
前 嶋 昭 夫 (学外有識者)
齋 藤 百合子 (センター長補佐)
市 川 享 子 (コーディネーター)
中 原 美 香 (コーディネーター)
眞 木 瞳 (学生メンバー)
吉 田 詩 織 (学生メンバー)
上 口 茜 (学生メンバー)
安 部 薫 (学生メンバー)
富 原 祐 子 (学生メンバー)
榎 田 知 尋 (学生メンバー)
鳴 海 ひかり (学生メンバー)
今 井 柚 良 (学生メンバー)

2013 年度ボランティアセンタースタッフ

原 田 勝 広 (センター長)
齋 藤 百合子 (センター長補佐)
三 上 耕 一 (センター次長)
市 川 享 子 (コーディネーター)
中 原 美 香 (コーディネーター)
波多野 洋 行 (ボランティア支援課長)
中 山 眞 澄
石 塚 美 香
小 柳 恵理子
横 手 智 子

明治学院大学ボランティアセンター規程

2010年3月12日 第700回常務理事会承認

2010年2月17日 大学評議会承認

2010年1月15日 第698回常務理事会承認

2009年12月18日 大学評議会承認

(設置)

第1条 明治学院大学（以下「本学」という。）に明治学院大学ボランティアセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、共通教育機関として、「他者への貢献」(Do for Others)の精神にのっとり、ボランティア活動を通じた人間教育を行うことを以て目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) サービス・ラーニング・プログラムの企画、実施
- (2) 学生によるボランティア活動の立ち上げなど、学生の自主的活動の支援と助言
- (3) 地域貢献を目指した地域社会との協働によるボランティアプログラムの開発
- (4) 学内外のボランティア活動に関する情報収集と学生への情報提供および相談への対応
- (5) 教職員への情報提供とボランティア活動参加に関する機会提供
- (6) 本学におけるボランティア関連科目に関する協力
- (7) その他、学生等のボランティア活動の促進に必要な業務

(運営委員会規程)

第4条 センターの組織および運営に関する重要事項を審議するため、明治学院大学ボランティアセンター運営委員会を置く。

2 センター運営委員会規程は、これを別に定める。

(構成)

第5条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) センター長補佐 若干名
- (3) ボランティアコーディネーター 2名
- (4) 非常勤ボランティアコーディネーター 若干名
- (5) 事務職員 若干名

(センター長)

第6条 センター長は本学専任教員の中から学長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(センター長補佐)

第7条 センター長補佐は、本学専任教員の中から、センター長の推薦に基づき学長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長補佐は、センター長の業務を補佐する。

(ボランティアコーディネーター)

第8条 ボランティアコーディネーターの任用等は、「ボランティアコーディネーター任用等に関する規程」による。

2 非常勤ボランティアコーディネーターの任用等は、「非常勤ボランティアコーディネーター任用等に関する規程」による。

(評価・評価委員会)

第9条 ボランティアコーディネーターは、3年ごとにセンター長の設置する評価委員会による評価を受ける。センター長は、その結果を学長に報告する。

2 非常勤ボランティアコーディネーターは、契約更新時にセンター長が設置する評価委員会による評価を受ける。センター長は、その結果を学長に報告する。

3 前2項に基づき設置する評価委員会は、副学長、学生部長、センター長、センター長補佐、大学事務局長、その他センター長が指名し運営委員会の承認を得た者から構成する。

(活動推進委員会)

第10条 センターに、その事業の円滑な遂行を図るためボランティア活動推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、センター長の諮問に応じて助言または提案を行い、若干名の推進委員によって構成される。

3 前項の推進委員は、ボランティア活動に識見を有する専任教職員、学生等、およびボランティア活動についての学外の有識者・実務家(2名以内)からなり、その任期は2年とし、再任を妨げない。専任教職員にあっては、所属長の推薦により、その他の者にあっては運営委員会の議を経て、センター長が委嘱する。

4 センター長は、必要に応じて推進委員以外の者を陪席させることができる。

(学生スタッフ)

第11条 センターの業務の遂行にあたって、センター長は、学生の参加と協力を求めることができる。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て大学評議会および常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2001年7月18日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「明治学院大学ボランティア・センター暫定規程」は廃止する。
- 3 2002年4月1日一部改正施行（第3条第2項、教養教育センター設置による。）
- 4 2004年4月1日一部改正施行（第3条法務職研究科設置および委員にセンター長補佐追加による。）
- 5 2004年8月1日一部改正施行（第4条ボランティアコーディネーター、事務職員数の変更による。）
- 6 2005年11月1日一部改正施行（第7条ボランティアコーディネーター任用等に関する規程の新設による。第8条評価・評価委員会、新設）
- 7 2006年1月1日一部改正施行（コーディネーターを運営委員会委員とする。非常勤コーディネーターを新設する。）
- 8 2006年1月1日一部改正施行（第7条2項非常勤ボランティアコーディネーター任用等に関する規程の新設による。）
- 9 2006年4月1日一部改正施行（第3条事務局職制変更による）
- 10 2010年4月1日一部改正施行（基本理念策定委員会の答申に基づき、第2条目的および第3条業務を見直し、第4条運営委員会規程を別途新設し本規程から削除、第5条センター長補佐の人数を変更、第7条センター長補佐は専任教員の中から選する、第9条2項に非常勤ボランティアコーディネーターの評価を明記、3項の評価委員会構成メンバーにセンター長補佐を追加、第10条4項推進委員会参加メンバーを弾力化する条文を追加）。